

②-1 “市営住宅の家賃減免制度のあり方について” ⇒（公的住宅小委員会）

【問題意識】

○本市独自の家賃減免制度は、低所得者の居住の安定を図る一方で、応能応益になっている公営住宅の家賃以上に減免することにより、民間の賃貸住宅入居者との間の格差をより大きくしているため、公平性を欠くという指摘がある。

（背景）

- ・市営住宅の応募倍率が高倍率で推移しており、入居できない住宅困窮者がいる。
- ・より公平・的確に入居できるよう公営住宅法施行令改正により入居収入基準が見直された。
- ・市営住宅のうち、公営住宅の家賃減免制度に比べて改良住宅の制度が最低家賃額や減免が適用される収入基準額に差異がある等、やや優遇されたものとなっている。

【課題】

○公営住宅施行令の改正の反映と住宅の種別で異なる制度の一元化

- ・現制度での整合性を図るための当面の見直し

○入居者と非入居者との公平性に配慮した基準の構築

- ・対象範囲や適用率の適正化
- ・基準そのもののあり方の検証
- ・制度見直しの要否も併せて検討

【第1回京都市住宅審議会における委員の主な意見】

- 市営住宅における低所得者に配慮した料金（福祉料金）のあり方を京都市全体の福祉政策のあり方の中で議論し、家賃という公共料金のどれだけを福祉料金とするかという観点が必要である。
- 全ての方にこの料金が適用出来るわけではなく、希望されても公営住宅に住めない方も、適格であっても住めない方もあり、そういった公平性も勘案しながら、運用基準を設け、福祉政策の中でこれをどのレベルまで位置付けていくのかといった観点を持つべきである。
- 福祉施策との連携という視点が非常に重要で、その中で減免のあり方を分かりやすい形で打ち出す必要がある。
- 公営住宅法を見る限り、公営住宅は住宅困窮者に住宅を与えるということから明らかに福祉であるが、実際には住宅を建てるという仕事を中心になったので土木部門が担当している。
- 日本の住宅政策は、居住の基盤整備という機能と居住福祉という二つの目的があり、公営住宅制度というのは戦後の復興期にこの二つの目標を重ね合わせた制度として始まったが、現時点で見ると、この二つが合わさっているということが足枷になっている。